

○岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成21年3月30日

告示第29号

改正 平成24年2月1日告示第10号

平成26年5月30日告示第66号

平成27年3月31日告示第44号

平成30年3月16日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則(平成9年規則第13号)の定めるところによる。

(平30告示21・一部改正)

(補助対象設備等)

第2条 補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であること。
- (2) 太陽電池の最大出力の合計値(キロワットを単位とし、小数点第3位を四捨五入。以下同じ。)が10キロワット未満であること。
- (3) 未使用品であること(中古品の設置や既存の設備への増設は対象外とする。)

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を結び、市内に住所を有する個人(予定を含む。)とする。

- (1) 自らが居住し、又は居住しようとする市内の戸建て住宅に対象システムを設置する者
- (2) 自らが居住する目的で、対象システムが設置された市内の建売住宅を購入する者
- (3) 補助金の交付を申請した年度中に、市内の戸建て住宅に対象システムを設置又は対

象システムが設置された市内の建売住宅を購入し自らが居住する者

(平26告示66・平27告示44・平30告示21・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、太陽電池の最大出力の合計値に1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額とし、80,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平24告示10・平27告示44・平30告示21・一部改正)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の位置図

(2) 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

(3) 対象システムを構成する機器の型式及び最大出力等が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(平27告示44・平30告示21・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第6条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請した内容を変更する場合又は対象システム設置を中止しようとするときは、速やかに岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき補助内容を変更する場合であっても、補助金額の増額は行わない。

(平24告示10・一部改正)

(実績報告)

第7条 補助対象者は、対象システムの工事完了日又は対象システムの設置された建売住宅の引渡し完了した日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに岩沼市住宅用太陽光発電システム設置実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第2条第2項第3号に該当する補助対象者の報告期日は、交付の決定のあった日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までとする。

- (1) 対象システムの設置状況を確認できる写真
- (2) 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- (3) 申請時に市内に住所を有する予定であった者については、補助対象者本人の住民票(対象システムを設置した住宅の所在地であること。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平26告示66・平27告示44・平30告示21・一部改正)

(補助金交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、補助金交付額を確定し、岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の制限)

第10条 既にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている者に対しては、補助金を交付しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(平24告示10・平27告示44・平30告示21・一部改正)

附 則（平成24年告示第10号）

この告示は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年告示第66号）

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第44号）

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成30年告示第21号）

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

年 月 日

岩沼市長 殿

申請者 住所
氏名 (印)
電話番号

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

設置場所	岩沼市
住宅所有者氏名	
電灯契約者氏名	
太陽電池の最大出力合計値	. kW(小数点第3位を四捨五入)
機器の製造業者	
機器の型式	
補助金交付申請額	円
対象システムを設置する建物等の種別	1 住宅の新築に併せてシステムを(設置する・設置した)。 2 住宅を購入し、システムを(設置する・設置した)。 3 システムが設置された住宅を(購入する・購入した)。 4 既存の住宅にシステムを(設置する・設置した)。 〔住宅に入居予定の場合： 年 月 入居予定 〕
工事完了又は引渡し(予定)日	年 月 日

添付書類

- 対象システムを設置しようとする住宅又は設置した住宅の位置図
- 対象システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- 対象システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類

注 「補助金交付申請額」は、「太陽電池の最大出力合計値」に1kW当たり20,000円を乗じて得た額(上限8万円。千円未満の端数は切り捨て)

様式第2号(第5条関係)

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

殿

岩沼市長 印

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定
補助金額 金 円
- 2 却下
却下の理由

様式第3号(第6条関係)

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

岩沼市長 殿

補助対象者 住所
氏名 (印)
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた住宅用太陽光発電システム設置補助金について、申請内容を下記のとおり変更・中止したいので申請します。

記

1 変更・中止の別 変更・中止

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
(1) 太陽電池の最大出力合計値 補助金交付決定額	. kW (小数点第3位を四捨五入) 円	. kW (小数点第3位を四捨五入) 円
(2) 申請者住所氏名	住所	住所
	氏名	氏名

注 変更を要する欄の番号に「○」を付し、変更前と変更後の要件を記入すること。

3 変更・中止の理由

様式第4号(第7条関係)

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置実績報告書

年 月 日

岩沼市長 殿

補助対象者 住所
氏名 (印)
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた住宅用太陽光発電システム設置補助金について、対象設備の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

設置場所	岩沼市
住宅所有者氏名	
電灯契約者氏名	
太陽電池の最大出力合計値	. kW(小数点第3位を四捨五入)
補助金交付決定額	円
工事完了日又は建売住宅引渡日	年 月 日

添付書類

- 対象システムの設置状況を確認できる写真
- 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- 申請時に市内に住所を有する予定であった者については、補助対象者本人の住民票(対象システムを設置した住宅の所在地であること。)
- その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

岩沼市長 印

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書

岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

様式第1号（第4条関係）

（平24告示10・平26告示66・平27告示44・平30告示21・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

（平27告示44・一部改正）

様式第5号（第8条関係）